

補助の概要

要件を満たした場合に受けられる補助は以下のとおりです。

入学金		100,000円 (1年生のみ)					: 県の補助			
施設費等納付金		全額	200,000円					: 国の補助		
授業料	全額	14,000円		14,000円		291,200円		291,200円		
		396,000円	396,000円	396,000円	396,000円	118,800円	118,800円	118,800円	118,800円	118,800円
合計	1年生	710,000円		510,000円		410,000円		118,800円		
	2・3年生	610,000円		410,000円		410,000円		118,800円		
補助区分	生活保護 家計急変	基準A	基準B	基準C	基準D	県の補助対象外				
目安年収		約500万円	約590万円	約609万円	約720万円	約910万円	制限なし			

在校生のみ対象
(新入生は対象外)

目安年収はモデル世帯（両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯）の場合

- ※ 上記の年収はあくまで目安です。実際の審査は（市町村民税の）課税標準額等を使用して行います。
- ※ 表中の補助額は補助の上限額です。収入状況の変化、学校が設定する授業料額等によっては、実際の補助額が表中の金額と異なる場合があります。
- ※ 埼玉県学事課のHPに、より詳しい収入の目安を掲載しています。
また、判定額の試算表も掲載しています。

所得要件の判定（判定額）

必ずしもご自身で以下の判定を行う必要はありません。
ご申請に基づき、埼玉県が審査を行います。

所得要件の判定には、課税標準額等をもとに以下のとおり算出した「判定額」を用います。

① 保護者ごとの所得要件の判定額は次のとおり算出します。

$$\text{【判定額】} = \text{【(市町村民税の)課税標準の額*1】} \times 0.06 - \text{【市町村民税の調整控除の額*2】}$$

*1 ただし、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（平成22年1月2日～4月1日の早生まれの生徒の場合）は、保護者の判定額を以下の式で算出

$$\text{((市町村民税の)課税標準の額} - 33\text{万円)} \times 0.06 - \text{【市町村民税の調整控除の額】}$$

*2 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除の額に4分の3を乗じた額を使用します。

② 保護者が2人いる場合は、2人分の判定額を合算します。

③ 合算した判定額に応じて、所得基準に当てはまるかを確認してください。

所得基準

各補助区分の所得基準は以下のとおりです。

補助区分	所得基準（判定額）	目安年収（モデル世帯）
基準A	113,700円未満 (または「基準A区分の判定額」の金額未満)	約500万円未満
基準B	113,700円以上、154,500円未満	約590万円未満
基準C	154,500円以上、162,300円未満	約609万円未満
基準D	162,300円以上、212,700円未満	約720万円未満
生活保護	生活保護を受けていること	—

基準A区分の判定額

基準A区分については、税法上の扶養親族数により所得基準の金額が異なります。
対象となるのは、令和7年12月31日時点で19歳未満であった被扶養者の人数です。

16歳以上19歳未満 扶養親族数 16歳未満 扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人
	0人	113,700			115,600
1人	113,700		129,300	141,900	154,500
2人	113,700		138,000	150,600	163,200
3人	146,700	159,300	171,900	184,500	197,100
4人	168,000	180,600	193,200	205,800	218,400

例：16歳以上19歳未満を2人、16歳未満を2人扶養している場合

判定額が「150,600円」未満であれば、基準A区分となります。

家計急変世帯

保護者の失職等・死亡・離婚・被災が対象となる期間にあった場合、「家計急変世帯」として補助を受けられる場合があります。お通りの学校にご相談ください。

○「失職等」には ・負傷、疾病により離職または休職し、その後90日以上就労困難な状態
・自己の責めに帰することのできない理由による離職 などが該当します。

○対象となる期間

失職等の場合 令和6年1月2日以降（1年生） 令和8年1月1日～12月31日（2、3年生）
死亡・離婚・被災の場合 令和8年1月1日～12月31日

※ 補助金申請後に家計急変世帯に当てはまることとなった場合や、家計急変世帯として申請したのちに
再就職・復職・再婚等があった場合には、お通りの学校に早急にご連絡ください。